

## 中国各地の最低賃金基準 (調査日：2011年8月19日)

上段：元／月      下段：元／時間

各省・市・自治区政府が2011年8月19日までに発表したデータを基に作成。括弧内は引き上げ前の基準額。								
省区市	最低賃金基準						基準実施日	
北京市	1160(960)						2011.1.1	6.7(5.5)／時、全日制
	13.0(11.0)							非全日制
天津市	1160(920)						2011.4.1	5.3(4.7)／時、全日制
	11.6(8.8)							非全日制
河北省	1100	1040	960	860			2011.7.1	全日制
	11.0	10.4	9.6	8.6				非全日制
山西省	980(850)	900(780)	820(710)	740(640)			2011.4.1	全日制
	10.8(9.3)	9.9(8.6)	9.0(7.8)	8.1(7.0)				非全日制
内蒙古自治区	900	820	750	680			2010.7.1	全日制
	8.1	7.3	6.7	6.1				非全日制
遼寧省	1100(900)	900(750)	780(650)				2011.7.1	全日制
	11.0(8.5)	8.5(7.0)	7.5(6.0)					?
瀋陽市	1100(900)	900(750)					2011.7.1	全日制
	11.0(8.5)	8.5(7.0)						?
大連市	1100(900)	1000(800)					2011.4.1	全日制／調査中
	11.0(9.0)	10.0(8.0)						?
吉林省	1000	950	890	830			2011.5.1	全日制
	7.7	7.3	6.8	6.3				非全日制
黒龍江省	880	840	720	670	620	600	2010.7.1	全日制
	7.5	6.5	6.0	5.8	5.5			非全日制
上海市	1280(1120)						2011.4.1	全日制
	11.0(9.0)							?

江蘇省	1140	930	800				2011.2.1	全日制
	9.2	7.5	6.5					?
浙江省	1310(1100)	1160(980)	1060(900)	950(800)			2011.4.1	全日制
	10.7(9.0)	9.5(8.0)	8.6(7.3)	7.7(6.5)				非全日制
安徽省	720	680	630	580	530	500	2010.7.1	全日制
	7.5	7.1	6.6	6.1	5.6	5.2		非全日制
福建省	1100	950	850	750			2011.3.1	全日制
	11.6	10.0	9.0	7.9				非全日制
江西省	720	660	600	550	500		2010.7.1	全日制
	6.8	6.2	5.7	5.2	4.7			?
山東省	1100	950	800				2011.3.1	全日制
	11.5	9.8	8.7					非全日制
河南省(意見募集中)	800	700	600				2010.7.1	全日制
	9.0	7.9	6.8					非全日制
湖北省	900	750	670	600			2010.5.1	全日制
	9.0	8.0	7.0	6.5				非全日制
湖南省(調整中)	850	800	725	650	600		2010.7.1	全日制
	8.5	8.0	7.5	6.8	6.0			非全日制
広東省	1300	1100	950	850			2011.3.1	全日制
	12.5	10.5	9.3	8.3				非全日制
広州市	1300	1100					2011.3.1	7.47 元/時、6.32 元/時 全日制
	12.5	10.5						非全日制
深圳市	1320						2011.4.1	全日制
	11.7							非全日制
広西壮族自治区	820	710	635	565			2010.9.1	全日制
	6.0	5.5	5.0	4.5				非全日制
海南省	830	730	680				2010.7.1	全日制

	7.2	6.3	5.9					非全日制
重慶市	870	750	710				2011.1.1	全日制
	8.7	7.5	7.1					非全日制
四川省	850	780	710	650			2010.8.1	全日制
	8.9	8.2	7.5	6.8				非全日制
貴州省	830	730	650				2010.10.1	全日制
	8.0	7.0	6.0					非全日制
雲南省	830	740	630				2010.7.1	全日制
	8.0	7.0	6.0					非全日制
チベット自治区	950(730)	900(680)	850(630)				2010.7.1	全日制
	8.5(6.5)	8.0(6.0)	7.5(5.5)					非全日制
陝西省	860	780	730	680			2011.1.1	全日制
	8.6	7.8	7.3	6.8				非全日制
甘肅省	760	710	670	630			2010.10.1	全日制
	7.9	7.5	7.1	6.6				非全日制
寧夏回族自治区	900(710)	820(660)	750(605)				2011.4.1	全日制
	9.0(7.6)	8.5(7.2)	8.0(6.8)					非全日制
青海省	770(600)	760(590)	750(580)				2010.9.1	全日制
	8.3(6.5)	8.2(6.4)	8.1(6.3)					非全日制
新疆ウイグル自治区	1160	960	880	800			2011.6.1	全日制
	11.6	9.6	8.8	8.0				非全日制

## 中国各地の最低賃金（注釈） <2011.8 月末/JCCNET 用>

各省・市・自治区政府の発表した最低賃金基準の調整の通知書を基に作成。

### 北京市

最低賃金に含まれないもの

- (一) 労働者の中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害など特殊な労働環境、条件下の補助金
- (二) 労働者の受領すべき残業代
- (三) 労働者個人が納めなければならない各社会保険費及び住宅積立金
- (四) 国及び北京市の規定により最低賃金基準に計上されないその他の収入

### 河北省

最低賃金に含まれるもの

- (一) 国の規定する時給、プロジェクト一件当たりの給与、成績性給与、特殊状況下で支払われる給与など
- (二) 労働者が個人で納めるべき養老保険金、失業保険金、医療保険金、住宅積立金

最低賃金に含まれないもの

- (一) 雇用単位が労働者のために支払うべき養老保険、労災保険、失業保健、医療保健、出産保健、住宅積立金
- (二) 労働者の労働時間の延長による残業代、中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、高所、坑内、有毒有害、過酷な労働環境、屋外での採掘、流動施工などの特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇

時間当たりの最低賃金基準

同一雇用単位で一日当たりの就業時間が平均 4 時間以上を超えておらず、累計就業時間が毎週 24 時間以上を超えていない非全日制就業の労働者に適用される。

また、月当たりの最低賃金基準の構成項目以外で、更に雇用単位が労働者のために納めるべき基本養老保険及び基本医療保険費を含む。

### 山西省

坑内採掘工、坑内補助工は、それぞれ 1800 元/月、1600 元/月に引き上げる（各 200 元増）。時間当たりの最低賃金もそれぞれ一類は 10.8 元、二類は 9.9 元、三類は 9.0 元、四類は 8.1 元とする。

省内各地の経済発展状況及び収入の変動状況により、介休市、河津市、孝義市、襄垣県、山陰県、沁源県、柳林県の 7 県（市、区）の最低賃金基準を 1 ランク上げる。黎城県、文水県の 2 県（市、区）は 1 ランク下げる。その他の県（市、区）のランクは変更しない。

最低賃金基準に含まれないもの

- (一) 残業代
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害、起重機など特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇など

## 内蒙古自治区

最低賃金に含まれないもの

- (一) 作業時間の延長賃金
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害など特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇など

## 瀋陽市

最低賃金に含まれないもの

- (一) 労働者の労働時間の延長による残業代
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、高所、坑内、有毒有害などの特殊な労働環境・条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇。

## 大連市

最低賃金に含まれないもの

- (一) 労働者の労働時間の延長による残業代
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害などの特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇

## 上海市

最低賃金に含まれないもの

個人が法に従って納める社会保険費、住宅積立金（雇用単位が規定に従って別途支払う）

## 江蘇省

最低賃金に含まれるもの

個人負担の社会保険費用

## 湖北省

時間当たりの最低賃金は、雇用単位が納めるべき基本養老保険費及び基本医療保険費を含む。

月当たりの最低賃金は以下の項目を含まない。

- (一) 作業時間の延長賃金
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害など特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇など

## 湖南省

最低賃金は、労働者個人の納めるべき各種社会保険費を含むが、労働時間の延長報酬としての賃金、貨幣形式で支払う住宅手当や食事手当を含まない。

また、最低賃金には労働者の労働時間の延長による残業代、中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害などの特殊な労働環境、条件下の補助金、及び法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇（例：医療衛生費、お見舞い金、生活補助金、冬季補助など）は含まず、これらは企業が別途支払う。

## 四川省

最低賃金には、個人で納めるべき社会保険費及び住宅積立金を含む。

## 雲南省

最低賃金に含まれるもの

労働者が個人で納める養老保険金、失業保険金、医療保険金、住宅積立金

最低賃金に含まれないもの

- (一) 労働者の残業代
- (二) 中班（午後から翌午前零時まで）、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害などの特殊な労働環境、条件下の補助金
- (三) 法律、法規、国の規定した労働者の福利待遇。

また、時間当たりの最低賃金基準は、非全日制就業の労働者に適用する。

## 新疆ウイグル族自治区

全日制労働者の最低賃金には、労働者が個人で納める養老、失業、医療保険費及び住宅積立金を含む。